

運動部活動改革への保護者のかかわりに関する社会学的考察
: 公立中学校サッカー部の事例研究

**A sociological study of parental involvement in reforms
of extracurricular sports activities:
a case study of a soccer club at a public junior high school**

中澤篤史

Atsushi Nakazawa

東京大学大学院教育学研究科

The University of Tokyo, Graduate School of Education

キーワード: 部活動の地域社会への移行、クラブ活動の廃止、フィールドワーク、〈直接的
＝顕在的な影響〉、〈間接的＝潜在的な影響〉

Key Words: shift of extracurricular sports activities to the community, abolishment of
club-activity, fieldwork, “direct = manifest influence”, “indirect = latent
influence”

Abstract

The system of extracurricular sports activities in Japan which has provided children opportunities to play sports is changing in its management. Behind this change, there is momentum to shift extracurricular sports activities from the school to the community. Towards that end, each school can make its own choice of the way in proceeding extracurricular sports activities. This change is called “reforms of extracurricular sports activities”. However, how do schools actually make reforms of extracurricular sports activities? And which factors influence the process of these reforms? This study examines these questions from the point of parental involvement, which can have great impact on schools and extracurricular sports activities through their children. Therefore, the purpose of this study is to investigate the influence of parental involvement in the process of reforms of extracurricular sports activities. In this study, two tasks are worked on concretely; one is to describe the consciousness of parents regarding extracurricular sports activities, and the other is to describe the relationship between parental involvement and responses of schools. This study uses a case study approach and gathers the data by fieldwork in reforms of a soccer club at a public junior high school in the Kanto area from 2002 to 2005.

The results of this study are summarized as follows: the advisor teacher who has managed the soccer club transfers to another school. Therefore, the soccer club may be abolished. However, parents strongly want the school to continue the soccer club. They think that extracurricular sports activities should be continued. It is not rational consciousness, but irrational consciousness. Parents with that consciousness are involved in

reforms of the soccer club. Although the school cannot continue the soccer club easily, parents urge the school to continue it. The opinion between parents and the school about the management of the soccer club are not always the same. There is a conflict between both. However, parents finally prevail through interactions with the school. Accordingly, the soccer club is continued.

As mentioned above, this study clarifies that schools cannot have their initiatives to make reforms of extracurricular sports activities without any conditions. That is, whether schools can have their initiatives is dependent on the relationship with parents. Parents have considerable influences. This study divides these parental influences into two categories: one is “direct = manifest influence”, and the other is “indirect = latent influence”. Parents have not only “direct = manifest influence” when they really stand in front of the school, but also “indirect = latent influence” when they might stand behind the school. This study suggests that these influences of parental involvement should be considered when reforms of extracurricular sports activities are discussed.

スポーツ科学研究, 5, 79-95, 2008 年, 受付日:2007 年 11 月 30 日, 受理日:2008 年 4 月 15 日
連絡先: 中澤篤史 東京大学大学院教育学研究科総合教育科学専攻身体教育学コース博士課程
〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1 E-mail: atushi11@p.u-tokyo.ac.jp

I. 緒言

運動部活動は、子どもがスポーツを行う主要な場であると同時に、学校教育制度と密接に結びついた場である。学校教育にとって運動部活動は、「より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、運動の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を体験する活動」であり、「生徒の『生きる力』の育成に大きく貢献できるもの」と考えられている(文部省、1999、pp.113-114)。それゆえに運動部活動は学校教育制度と結びつき、その中で存立してきた。

しかし今日、運動部活動の基盤は学校教育制度の変動との関連から大きく揺れ動きつつあり、各学校では外部指導員を導入するなどの運動部活動改革が行われている。こうした運動部活動改革の方向性や内容はどのように決定されていくのか。この問いに対して本稿は、社会学の立場から保護者のかかわりに注目し、それが運動部活動改革へ与える影響を事例研究によって考察する。

1. 運動部活動を巡る状況の整理

運動部活動(以下、部活動と表記)の基盤を揺れ動かす学校教育制度の変動は、少なくとも次の3点に整理できる。まず第1に、1990年代後半からの学校をスリム化させようとする一連の論調である。その嚆矢は1995年に社団法人経済同友会が発表した論稿「学校から『合校』へ」であった。経済同友会はこの論稿で、学校に期待される役割が肥大化していると問題視し「学校を『スリム化』しよう」と提唱した。その「スリム化」すべき対象の一つとして部活動を挙げ、「部活指導を地域社会が引き受けていくことはできないだろうか」と主張している(経済同友会、1995、p.34)。こうした経済同友会の主張は、政策文書に反映されるに至った。1996年には中央教育審議会が『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(第一次答申)』の第二部第4章の中で、そして1997年には保健体育審議会が『生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について』のⅢ2の中で、それぞれ部活動を地域社会へ移行させる方向性を記している。本稿ではこうした

一連の論調を「スリム化論」とまとめることにする。スリム化論が隆盛した背景には、顧問教師が高齢化しその成り手が不足してきた問題や、少子化によって部員数が減少し部が成立しづらくなった問題などの、学校の中だけで部活動を維持することが困難となってきた当時の時代状況があった。それゆえにスリム化論は、教師や学校の役割を縮小しようとする中で、特に部活動を地域社会へ移行するように主張してきたのである。

また第 2 に、スリム化論と同時並行的に、学校の諸活動で保護者や地域住民との連携が求められてきた。1998 年に中央教育審議会が『今後の地方教育行政の在り方について』の中で、「学校の教育活動への地域の活力の導入・活用」の一つとして、部活動への保護者や地域の協力を求めている。そして実際に、たとえば部活動場面では外部指導員の数が増加傾向にある。日本中学校体育連盟の『部活動集計調査』結果によると、2002 年度には 16,196 名であった全国の外部指導員者数は 2007 年度には 28,590 名と、5 年間で 1.8 倍近く増加している(参考種目含む)。このように、部活動を含めた諸活動を学校だけでなく学校外の関係者とともに実施しようとする志向を、本稿では「連携論」とまとめることにする。連携論が語られる時に注意すべきなのは、それが先のスリム化論と補完関係にある点である。つまり、スリム化論は学校が担ってきた役割を学校外に代替させようとするが、その解決策として連携論が求める保護者や地域との連携がちょうど当てはまるのである。こうした補完関係の構図は部活動においても同様であり、今日の部活動が置かれた状況はスリム化論と連携論の関係の中で捉えられねばならない。部活動を変化させる力学は学校内外の諸関係を巻き込みながら形成されているのである。

そして第 3 に、上述したスリム化論と連携論の主張の中で、2002 年度から(高校は 2003 年度から)完全実施されている現行の学習指導要領の改訂

において、「クラブ活動」の項目が削除された^{注1)}。クラブ活動は教育課程内にあったが、事実上多くの点で課外活動である部活動と同じ特徴を持ち、部活動と密接な制度的つながりを持っていた。そのつながりとは、いわゆる「部活代替措置」である。前学習指導要領時代、多くの学校は、各学校が編成するカリキュラムに含まれるクラブ活動の代替措置として課外活動である部活動を実施する「部活代替措置」を取っていた(西島、2006、pp.12-16)。部活代替措置の下では事実上部活動はカリキュラム内に組み込まれ、それを根拠にしながら制度的・組織的に顧問教師の配置や部の維持が図られてきた。それゆえに部活動は課外活動でありながら、その基盤は比較的安定していたといえる。しかしクラブ活動が廃止されたことで部活代替措置は崩れ、部活動は制度的な裏付けを再び失った^{注2)}。この変化は、部活動の処遇が現場の各学校に委ねられたということ、言い換えると、各学校の裁量で自由度のある部活動改革を行うことが可能になったということの意味している。

2. 先行研究の検討と保護者のかかわりへの注目

では以上のような状況の中で、部活動改革の方向性や内容はいかに決定されていくのか。部活動改革を扱った先行研究には、理念的なものとしては、あるべき姿としての「生徒主体への道」を模索した内海(1998)や、そこに「アソシエーション」としての可能性を探った中西(2004)の試みがあり、他に実証的なものとしては、地域スポーツクラブとの関係から論じた事例研究がいくつかある(大竹・上田、2001;夏秋、2003;高村・高橋、2006)。以下では後者の実証的な事例研究を批判的に検討する。

大竹・上田(2001、p.276)は、「部活動から地域スポーツへの段階的移行」として、「現状の学校部活動で活動している生徒への支援強化」から、「部活動と地域および民間スポーツクラブとが共存する段階」を経て、「総合型地域スポーツクラブへの完

全な移行」に至る過程を試論している。その上で、総合型地域スポーツクラブへの移行を成功させた事例として愛知県半田市の「成岩スポーツクラブ」と東京都杉並区の「向陽スポーツクラブ」を挙げ、その成功を「学校関係者が社会体育の重要性を認め、地域社会へ積極的なアプローチを行った」結果として特徴づけている(大竹・上田、2001、p.273)。同様に、成岩スポーツクラブの展開と部活動の関係を探った夏秋(2003、pp.20-21)も、部活動の地域社会への移行が果たされた要因として、地域コミュニティの中での校長のリーダーシップや学校のイニシアチブを指摘している。さらに高村・高橋(2006)は、奈良県の「ソレステレージャ奈良 2002」を事例に、中学校サッカー部が地域スポーツクラブとして運営されるようになる過程を分析した。それによれば、「学校運動部から地域スポーツクラブへの移行の成功要因」は、「顧問がクラブ設立の中心的な役割を果たし」たことや、「学校運営の責任者である校長が協力的であった」ことに求められるという(高村・高橋、2006、p.172)。

これらの研究は部活動が地域社会へ移行した事例を「成功例」と見立て、「成功」に至る過程を記述することを主眼としている。そこに共通するのは、部活動の地域社会への移行を「学校の地域へのアプローチ」や「学校のイニシアチブ」といった学校内在的な変数の結果として記述する枠組みである。

しかし、部活動改革を記述するためには、学校内在的な枠組みでは不十分であると考えられる。なぜなら前述したように、部活動を変化させる力学は学校内外の諸関係を巻き込みながら形成されているからである。部活動改革を「学校のイニシアチブがある／ない」といった表層的な水準で記述するのではなく、むしろ「そうした学校のイニシアチブが発揮できる／できない文脈とは何か」にまで遡って記述することが必要ではないか。部活動改革における学校の意思や行為は、特にスリム化論や連携論の流れを考慮すれば、学校内外の関係という文脈

の上に成立していると考えられるべきである^{注3)}。

以上を受けて本稿では、部活動改革が置かれた文脈として特に部員の保護者のかかわりに注目する。保護者は、多義的な概念である「地域」空間の中で(殿岡、2004)、生徒を通して学校や部活動へ強いのかかわりを持つ。これまで、ユーススポーツに対する保護者のかかわりの強さは国際的に指摘され(McPherson et al., 1989, pp.85-86; Coakley, 2003, pp.129-131)、わが国の場合も、「日本の親は、スポーツを通した子どもの精神的・社会的規律の発達を過度に強調する」(Yamaguchi, 1996、p.73)と言及されてきた。そうした保護者の強い期待やかかわりは部活動にも見られる。中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議(1997)が報告した全国中高各 100 校の保護者への調査結果によれば、全保護者の約 9 割が部活動は「生徒の生活に役立っている」と答え、運動部の保護者の 87.4%が部活動に「満足している」と回答している。また学校における部活動の設置に関しては、全保護者の 95%以上が「必要である」とし、90.6%がその全部または大部分を将来的にも「学校に残した方が良い」と答えている。多くの保護者は部活動の有効性と必要性を自明視し、将来に渡って部活動を存続すべきだと考えているのである。さらにそうした保護者は、中学校にナイター設備を設置して運動部を支援するなど(水上、2004)、実際の部活動改革にかかわりもする。部活動改革を学校内外の関係に注目して記述する上で保護者の存在は無視できないといえるだろう。以上から本稿は、部活動改革と保護者のかかわりの関係に注目した。

II. 研究方法と事例の概要

1. 事例研究の利点と分析課題

本稿は、公立中学校サッカー部の部活動改革を対象とした事例研究を方法とする。事例研究の方法論的利点は、対象の動的な過程を縦断的に記

述できること、およびそれを事例が置かれた社会的文脈にそって理解できることにある。本稿は部活動改革の過程を対象とし、その過程における保護者のかかわりを考察しようとするものであり、それを達成するために事例研究は適した方法と考えられる。しかし周知の通り事例研究は一般化の問題を抱えている。それに対して本稿はなるべく一般性を担保しようとする一方^{注4)}、事例の特殊性を描くことにも意味を見出したい。論を先取りすれば、本稿が扱う関東圏の行政単位 A 地域にある公立 B 中学校サッカー部は、一連の部活動改革の結果、地域社会に移行されず学校に留まり続けた部活動の事例である。こうした事例は I の 2 の先行研究から見れば「失敗例」として映るかもしれない。しかし、それではなぜ本事例では部活動が学校に留まり続けたのか。そこには「成功例」とされる成岩や向陽とは異なった文脈があったのではないか。さらにいえば、そうした文脈は「成功例」を扱うだけでは見過ごされてしまいかねないだろう。筆者は「失敗例」とされる事例を扱うことで、それが置かれた文脈——保護者のかかわり——への注意を喚起し、部活動改革に与えるその影響力を示したいと考えている。

そこで本稿が具体的に取り組む分析課題として次の 2 つを設定する。1 つ目は、保護者の意識とその体系を記述することである。この分析課題は、保護者はなぜ部活動改革にかかわるのか、を考察するために設定した。具体的には、保護者の部活動への肯定的な意識はどのような要素によって構築され、その意識の体系はいかなる特徴を持つのかを探る。それを踏まえて 2 つ目は、保護者と学校の相互行為を記述することである。これは、保護者はどのように部活動改革にかかわるのか、を考察するために設定した。具体的には、保護者のかかわり方に加えて、それを学校がどう受け止め対応するのも合わせて探る。以上 2 つの分析課題に取り組むことを通して、保護者のかかわりが部活動改革の方向性や内容の決定に与える影響を考察した。

2. データ収集方法

データは、観察調査とインタビュー調査を組み合わせたフィールドワークを行い収集した。調査項目は、日常的な活動実態と部活動改革の進展の様子を基礎項目としながら、それらへの保護者の意識と関与の実態、およびそれらに対する学校の対応に焦点を当てた。具体的な項目を挙げると、保護者については、保護者の部活動全般・サッカー部のあり方についての考え方、それらに関する学校への要望とその表明の仕方、そして主体的な支援活動の様子である。学校の対応については、校長・サッカー部顧問教師・他教師の部活動全般・サッカー部のあり方についての考え方、それらに関する保護者からの要望に対する解釈と反応の仕方、そして学校全体の組織的な部活動への取り組みの様子である。これらの項目は、保護者と学校それぞれの意識と行動の両面を含むものであり、意識面はインタビュー調査から、行動面は観察調査からそのデータを収集した。

フィールドワークは 2002 年 4 月から開始し、2007 年現在も継続中である。本稿ではその内 2005 年 5 月までの観察調査結果とインタビュー調査結果をデータとして用いる。観察調査は平日放課後の活動を中心としながら月 2、3 回の頻度で行い、土日の対外試合活動や、春と秋に定期的に行われていたサッカー部保護者会総会も対象とした。これらの過程で、校長・教師・保護者・外部指導員・生徒に対してインタビュー調査を行った。インタビューは基本的に随時不定期に行ったが、校長へのインタビューは年度始め、夏季休業中、冬季休業中、年度終わりに各 1 時間ほど行うようにした。

観察・インタビュー調査結果はフィールドノートに記録した他、フォーマルインタビューに関しては許可を得た上でテープ録音した。なお本稿ではインタビュー調査結果の妥当性を、発言の一貫性、他のインフォーマントの発言との整合性、および観察調査結果との整合性から適宜確認した。

表 1. サッカー部保護者のプロフィール

氏名	性	歳	職業	サッカー部との関係	大会見学	PTA 活動	中高部活動経験
E氏	女	42	専業主婦	2002 年度: 3 年生部員の母親、保護者会代表	参加	参加	ブラスバンド、箏曲
F氏	女	49	ガス会社 (パート)	2002 年度: 3 年生部員の母親 2003 年度: 1 年生部員の母親	参加	参加	家庭科、英会話
G氏	女	46	専業主婦	2002 年度: 2 年生部員の母親、保護者会学年代表 2003 年度: 3 年生部員の母親、保護者会代表	参加	不参加	合唱、 バドミントン
H氏	女	45	カウンセラー (パート)	2002 年度: 2 年生部員の母親 2003 年度: 3 年生・1 年生部員の母親、保護者会副代表	参加	参加	ブラスバンド、 写真、ハンドボール
I氏	女	41	専業主婦	2003 年度: 1 年生保護者代表	参加	参加	バスケットボール

† 「歳」は、2002 年度時点の年齢である。

‡ 「職業」「大会見学」「PTA 活動」は、各氏の子どもが B 中在学期間中の実態である。

3. 事例の概要

事例として取りあげた B 中は、大都市にほど近い住宅地に位置する中規模校である。2002 年度時点で一学年が 4~5 クラスで構成され、生徒総数は 520 名であった。部活動は運動系 13 部、文化系 6 部の合計 19 部が設置され、9 割以上の生徒が何らかの部に参加していた。また、サッカー部を含めほとんどの部が年間を通じて活発に活動していた。サッカー部は、部員 39 名、顧問 C 教諭(男性、26 歳)、外部指導員 D 氏(男性、46 歳)で組織されていた。顧問を務める C 教諭は教師生活 1 年目であり、サッカーの経験はなかった。それゆえ技術指導には関与せず、運営面の事務的な作業のみをこなしていた。こうした立場は B 中で「管理顧問」と呼ばれていた。そして技術指導はすべて外部指導員の D 氏が行っていた。D 氏は日本サッカー協会公認の指導資格(準指導員、後に C 級)を持ち、この地域に住む小学生対象のサッカークラブで監督を務めていた。

本稿で扱う部活動改革の過程では、多くの保護者がその内容や方向性について B 中へ要望を届けたり、さまざまな支援活動を行っていた。その中心にいたのは、表 1 にプロフィールを整理した女性保護者 E~I 氏であった。本稿ではとりわけこの 5

名を、部活動改革への保護者のかかわりを分析・考察する対象とした^{注5)}。

Ⅲ. 結果と考察

1. 保護者の意識とその体系 — 保護者はなぜ部活動改革にかかわるのか

A 地域には、公立中学校へ通う子どもを持つすべての保護者から組織される中学校 PTA 連合会があった。同連合会が 2002 年 3 月に全保護者 4289 名に対して学校教育に関する質問紙調査を行い、そこで「中学生にとって部活動のような活動は必要だと思いますか」と尋ねたところ、回収された 2877 名中、88.7%にあたる 2542 名から肯定する結果が得られた。本事例地域の保護者が、I の 2 で確認した全国的な傾向と同様に、部活動へ肯定的な意識を持っていることが確認できる。

では保護者はなぜ部活動へ肯定的な意識を持つのか。その意識が、どのような要素によって構築されているのかを、B 中サッカー部保護者へのインタビュー調査結果から分析してみる。まず部活動を肯定する理由として保護者が第 1 に挙げたのは、活動自体およびその派生的効果の価値であった。保護者は、部活動の利点を「やっぱり人間関係ですよね。もちろんからだを動かすっていうのもある

し」(H氏:2005年4月17日)と語り、部活動で行われる運動やそこから派生してつくられる人間関係などに価値があるという。このような価値は、サッカーという種目特性によるのではなくスポーツ一般に共通して備わっていると保護者は語った。ではそうしたスポーツ活動は、地域社会ではなく学校で行われねばならないのだろうか。それに対して保護者は、第2にスポーツ制度としての利便性を挙げた。保護者は地域・民間スポーツクラブと対比させて、部活動の特長を次のように語った。

「(地域・民間スポーツクラブは)遠くに行きなきゃ行けないですから…保護者は、学校の部活でやるのが一番と思っている」(G氏:2003年6月8日、括弧内筆者注、以下同様)

「(地域・民間スポーツクラブは)お金もかかるし、遠いじゃないですか。経済的な面もあるし」(I氏:2005年4月16日)

保護者は部活動の特長として、放課後に学校でそのまま行える地理的な利点、そして廉価に活動できる経済的な利点を挙げた。それでは、社会体育制度が十分に整備され学校外で廉価に行える場が用意されれば、保護者はそちらを志向するのか。しかし保護者はそれを否定した。

「地域クラブって…犠牲にしなきゃいけないものもある…時間とか、学校よりも優先になっちゃうって聞きますし。部活だとテスト一週間前は休みになつたりしますが、地域だといろんな地域から来てるからそんなことないじゃない」(H氏:2005年4月17日)

保護者は、部活動を肯定する理由の第3として学校教育制度との整合性を挙げた。保護者はスポーツだけでなく子どもの教育も大切だと語り、部活動がその両立を可能にさせるというのである。このよ

うに保護者は部活動を肯定する理由として、活動の価値、スポーツ制度としての利便性、そして学校教育制度との整合性の3つを挙げた。

しかし保護者が部活動を肯定する理由は、ここで挙げられた以上の3つがすべてではない。というよりむしろ、部活動を肯定する保護者の意識は保護者自身にとっても漠然としたものであり、その「理由」がいくつか明確に整理されているわけではない。さらにいえば、前述した一連の保護者の語りにおいては、そのような漠然とした意識を手っ取り早く表現する手段として、活動の価値、スポーツ制度としての利便性、学校教育制度との整合性が、たまたま「理由」として選ばれたに過ぎないといえる。なぜなら保護者が挙げたそれぞれの「理由」は、観察された彼女たちの行動と整合しなかったりするなど、あいまいで非合理的な側面を持っていたからである。順に説明する。

まず活動の価値に関しては、三本松(1979、pp.35-38)が指摘する通り、スポーツの有効性が実証されないまま認められていた。本事例の保護者は、たとえば子どもがサッカーを通じて友人を得た、というような肯定的な事実のみを都合良く取り出してそうした価値を補強していたに過ぎない。実際は、サッカー部内で練習のあり方を巡って生徒同士の人間関係がこじれることもあったが、保護者はそうした否定的な事実をその価値を反証する事実と考えることはなかった。次にスポーツ制度としての利便性に関しても、たとえば廉価に行える経済的な利点を明確な「理由」とすることはできない。そう考えられるのは、経済的に不利な条件になっても保護者は部活動を肯定し続けたからである。後で見るとサッカー部は外部指導員を招くことを決定し、その謝金に当てる費用を保護者から追加徴収することになった。そのため昨年度は年間3,000円だった部費が、月額1,800円(年間21,600円)と7倍以上に引き上げられた。これによってサッカー部は、必ずしも廉価に活動を行える場所ではなくなった。し

かし、それにもかかわらず保護者はサッカー部の存続を要望し、子どもたちを積極的にサッカー部へ参加させ続けた。保護者が挙げた「理由」と実際の行動は首尾一貫していなかったのである。そして最後に学校教育制度との整合性という「理由」は、部活動と地域・民間スポーツクラブの合理的な比較から導かれたわけではなかった。中学生年代の地域・民間スポーツクラブの情報を正確に知る保護者は少なく、本事例で子どもをそこに通わせた経験のある保護者はほとんどいなかった。先の H 氏は、その情報を噂程度に他者から伝え聞いたに過ぎず、その実態を把握していたわけではなかった。保護者が比較の拠り所としている地域・民間スポーツクラブ像は、経験に基づくものではなく、信念として構築された側面が強いのである。

以上のように保護者が挙げた「理由」はあいまいで非合理的な側面を持っていた。保護者が部活動を肯定する理由は、保護者自身にも説明できない部分を持っている。つまり保護者の部活動への肯定的な意識の体系は、首尾一貫した合理的な思考体系ではなく、あいまいで非合理的な信念体系として特徴付けられる。そうした信念は、一方で都合の良い事実によって強化されるが、他方でそのあいまいさと非合理性のために都合の悪い事実によって弱化されるとは限らない。こうしたあいまいで非合理的な信念が保護者を部活動改革にかかわらせるのである。

2. 保護者と学校の相互行為——保護者はどのように部活動改革にかかわるのか

1) B 中サッカー部の部活動改革過程

2002 年 2 月、それまでサッカー部の指導と運営を行っていた前顧問の異動が確定した。しかし、B 中にはサッカー部を指導することのできる新たな教師はおらず、部の存続が危ぶまれた。当時の様子

を、校務分掌の生活指導部会内の「部活動指導」という立場で B 中全体の部活動運営に携わっていた J 教諭(男性、32 歳)は、次のように語った。

「校長としてもサッカー部がない中学校ってのはね、地域からの苦情も来るだろうし…サッカー部を存続させるように動いていくしかないって考えた」(2003 年 11 月 7 日)

B 中は、「地域からの苦情」を恐れていた。特にそこで恐れられていたのは保護者からの苦情であった。保護者の苦情を意識した B 中は、廃部の選択肢を想定することなく、サッカー部を存続させる方策を模索していた。まず指導者を確保するために、B 中は小学生対象のサッカークラブで監督を務める D 氏に外部指導員を委嘱した。D 氏は、自身が監督を務めるサッカークラブの出身者が B 中サッカー部に数多くいることもあり、以前から部顔を出すこともしばしばあった。また当の D 氏自身が B 中の卒業生であり、B 中の同窓会役員も務めてもいた。このようにサッカー部や B 中と以前からつながりがあった D 氏は、外部指導員への就任を快諾したのであった。

次に、サッカー部責任者としての「管理顧問」を教員の内から探すことが急務となった。だが B 中教員の多くは既になんらかの部を受け持っていたりするなど、現教員からサッカー部の管理顧問を探すことはできなかった。そこで B 中は、2002 年度からの赴任が確定していた新任 C 教諭にサッカー部の管理顧問を要請した。C 教諭は次のように語った。

「校長先生からサッカー(部の管理顧問)をしてくれないかと言われて…いきなり言われたので、確か初日だったと思います…いきなり断るのもなんだなと思って引き受けました」(2003 年 3 月 4 日)

表 2. サッカー部保護者会の組織

	代表	副代表	会計	会計監査	学年係	その他
担当	3 年生部員の保護者	3 年生部員の保護者	3 年生部員の保護者	3 年生部員の保護者	各学年部員の保護者	その他部員の保護者
役割	学校側との連絡調整		部費の回収・管理	会計監査	連絡網を用いて各学年の部員と保護者への連絡	試合時の応援、飲水準備、傷病人の応急対応
	保護者会の責任者	救急医療品の管理				

† 保護者会の各担当は、3 年生が引退する 9 月に更新され、毎年度いずれも部員の母親が務めていた。

赴任してくるや否や「いきなり」その旨を請われた C 教諭は、不満を抱えつつも管理顧問を引き受けた。この 2002 年度は、ちょうど現行の学習指導要領が完全実施されたことで部活代替措置が崩れた時期に重なる。それゆえ部活動を引き受けることが職務かどうかはあいまいであったが、引き受けざるを得ないほどに学校側の圧力が強かったと C 教諭は語った。B 中は、部活動存続を期待する保護者を意識することで、半ば強制的に C 教諭に顧問就任を要請していた。

しかしここで管理顧問の負担をどうするかという問題が生じた。この問題は半ば強制的に管理顧問を任せられた C 教諭の不満から生じたものであった。そこで B 中は部員の保護者に働きかけ「サッカー部保護者会」(表 2)を設立し、保護者をその運営に参加させた。このような支援体制を組織する保護者は部活動をどう捉えていたのか。2002 年度保護者会代表 E 氏は、当時を振り返って次のように語った。

「(保護者会は、部が活動できるように)環境作りだけしている。それを努力してやっていこうっていう感じです。…部活って子どもが中学校で頑張りたいっていう一番なんですよね。ホント…だから部活がなくなるのはダメだと思うんです」(2003 年 6 月 14 日)

保護者たちは「部活がなくなるのはダメ」だと感じ、

代表 E 氏や F 氏を中心にして、サッカー部の存続に向けて労を惜しまず支援していたのである。

このようにサッカー部は、管理顧問 C 教諭の責任の下に、外部指導員 D 氏の指導を仰ぎ、保護者らの支援を受けて存続され、2002 年度の活動を始動した。ところがその後半年ほど経つと新たな問題が生じた。C 教諭が部からの離脱を求めるようになったのである。C 教諭は、2002 年の秋ごろからサッカー部に携わることに対する次のような愚痴を、筆者へ頻繁にこぼすようになった。

「土日の引率などで忙しくて、ここ一ヶ月ぐらい休みなしですよ」(2002 年 11 月 7 日)

「土日が試合で潰れたりするの勘弁して欲しいんですよ」(2003 年 2 月 13 日)

「部活でやりがいい、ないですね。…できるならやりたくない」(2003 年 3 月 4 日)

C 教諭は当初から抱いていた不満に加えて管理顧問という立場や仕事内容に「やりがいい」を見出せず、彼のサッカー部へのコミットメントは低下していった。先に述べたように、部活代替措置が崩れたことにより部活動が職務かどうかはあいまいであった。しかし一方で部活動を存続させるには顧問が必要であることから、C 教諭の離脱はサッカー部の活動停止を意味することになる。実際、C 教諭が土日の活動への参加を拒んだことでサッカー部が対外試合を行えない時期もあった。こうした状況を保護者

は厳しく非難した。保護者会代表 E 氏は、筆者に対して C 教諭を呼び捨てにしなが、**「C しっかりろってね。C 先生にもね、言ったんですよ。C 先生に、頑張ってるって言ったんです」**(2003 年 6 月 14 日)と批判を口にした。

保護者の批判を受けた C 教諭は、個人的心情を押さえ込み不満を抱えつつも管理顧問をしばらくの間継続していた。しかし C 教諭の不満はさらに増大し続け、より一層部から離脱する傾向が強まっていた。そして 2003 年春になると学校勤務の無い土日については顧問抜きでの活動を請うようになった。そこで 2003 年 3 月末～4 月上旬にかけて、C 教諭、外部指導員 D 氏、そして 2003 年度保護者会の代表 G 氏、副代表 H 氏、一年生代表 I 氏たちで話し合いが持たれ、土日に関しては顧問抜きで活動するという暫定的な「地域クラブ化」案が合意されることになった。地域クラブ化という選択について、G 氏と H 氏は次のように語った(2005 年 5 月 4 日)。

G 氏「もう、地域クラブ化するしかないって」

H 氏「でも、地域クラブ化って言ってもあくまで B 中の部活なんで。それを土日は出来ないから地域クラブで補充しようっていう。二本立てですよ」

G 氏「そうそう中学の部活がメイン。メインで」

代表 G 氏と副代表 H 氏を中心とした保護者は、活動を補うために地域クラブ化を選択した。とはいえその目的が部活動の「補充」であることから、チームは A 地域の中学校体育連盟に加盟したままであった。彼女たちが言う地域クラブ化とは、休日の指導、運営や非公式の対外試合活動を保護者の責任で行うことを目指したものであり、学校から完全に切り離そうとしたわけではなかった。この案は 2003 年 4 月 16 日の職員会議で C 教諭から校長(男性、52 歳)や J 教諭へ伝えられたが、学校側は「事故補

償問題」を危惧しこの案に躊躇した。これまで部活動は学校管理下の活動として扱われ、その事故補償は「日本体育・学校保健センター学校安全部」の保険(以下、学校保険と表記)により行われてきた。だが地域クラブ化ということは部活動が学校管理下の活動ではなくなり、その適用範囲を外れることを意味し、「事故補償問題」を浮上させることになった。そこでこの問題は、「スポーツ安全協会」の保険(以下、地域クラブ保険と表記)によって回避されようとした。2003 年 4 月 26 日のサッカー一部保護者会では外部指導員 D 氏も交えてその旨が検討され、全部員が追加費用を払って地域クラブ保険に加入することが決定した。地域クラブ保険は従来までの学校保険に比べ金銭負担額は増すが、学校管理下を離れた活動の事故補償も行っている。こうして土日限定ながら C 教諭抜きでの地域クラブ化が始動することとなった。

だが生徒の骨折事故をきっかけにして事態は急激に変化することになった。2003 年 6 月末に 3 年生の生徒が活動中に左手を骨折し、手術が行われた。それは C 教諭が不在の土日の出来事であった。治療費は 30 万円以上に上り、地域クラブ保険で賄える範囲を超えてしまった。そこで学校保険が特別に適用され、ことは解決されるに至った。そしてこの事故で地域クラブ保険の限界が明示されることになり、B 中は地域クラブ化を見直し、再び部活動へ回帰させようとした。だが C 教諭はあくまで土日の参加を拒み続けたため、校長は他の教師を代理の顧問としてその都度手配する措置をとった。C 教諭の代わりに、「部活動指導」担当の J 教諭たち一部の熱心な教師が引率などの顧問役割を担ったのである。地域クラブ化の方針を転換したようにも見えるこうした学校側の対応に、外部指導員 D 氏は戸惑いを感じた。外部指導員 D 氏は、進み始めていた地域クラブ化を今後どうするのかについて校長へ文書で尋ね回答を求めた。しかし B 中で公式な話し合いが行われることはなく、ついに回答は得られ

なかった。他方で保護者は、そもそもの地域クラブ化が部活動を「補充」するためであり、事故が起きる前から「学校の部活でやるのが一番」と考えていたこともあり、サッカー部が存続されれば問題を感じなかった。こうして地域クラブ化は事実上頓挫したのである。

以上の部活動改革過程を、取り上げられた問題とそれに結び付けられた解決策、そしてその結果下された決定との関係を模式的に整理したのが **図 1** である(問題を《 》、解決策を[]、決定を囲み線で表記)。

これらの過程を振り返って **B** 中校長は、保護者のかかわりについて次のように語った。

「保護者の方も、自分がやってた時代の部活動の思い出っていうのがあって。だから部活動をやるべきだっていうのがあってね。それに今度(学習指導要領が)変わって時間内クラブ [= 旧学習指導要領のクラブ活動] じゃなくなって、しなくてもよくなったってこともまだ保護者たちには浸透してなくて。部活動はあるべきだ、教員は指導をするべきだっていうね。そういう板ばさみですよ学校は。狭間に立たされてます」(2004 年 3 月 16 日)

校長が述べるように、保護者は部活動の制度的な変化を熟知しているわけではなかった。そうした状況下での保護者の要望を校長は次のように解釈していた。

「今は、子どものニーズもそうなんですけど、保護者のニーズもすごいんですよ…そういうのがから存続するしかないですよ…(部活動を)切っちゃうっていうのは(できない)」(2004 年 3 月 23 日)

B 中は、部活動改革の方向性や内容を決定する

時、保護者の要望を強く意識せざるを得なかったのである^{注6)}。

2) 保護者のかかわりと学校の対応

これまでの記述を踏まえ、保護者のかかわりと学校の対応の関係を以下の 5 点において考察する。はじめに、①《指導者の確保》の問題化に関してである。本事例では、発端として前顧問の異動によって《指導者の確保》の問題が生じたとされていた。この問題が自明視されるのは、サッカー部を存続させるという前提があるからである。**B** 中は、サッカー部を廃止することで寄せられる地域、中でも保護者の苦情を恐れていた。そうした意識によって、つまり部活動の存続を強く要望する保護者が寄せるかもしれない批判を **B** 中が意識することで、サッカー部存続の前提は与えられたと考えられる。ここでの保護者のかかわりは、間接的で潜在的なものである。

次に、②《指導者の確保》および《管理顧問の必要性》という問題の **B** 中にとっての重要性に関してである。これらの問題はサッカー部を廃部させることに繋がる。そこで **B** 中は、《指導者の確保》を[D 氏に委嘱]することで解決しようとした。しかし注意すべきなのは、前顧問の異動が確定し《指導者の確保》という問題が生じる以前から、**B** 中と D 氏のつながりはあったということである。その意味で **B** 中は今までにも、[D 氏に委嘱]という解決策を何か別の問題に結び付けることもできた。たとえば、競技力向上のためや、子どものニーズに合わせた専門的指導を行うためといった別の理由から、今までにも D 氏を招くことは可能だったわけである。実現されることはなかったそうした可能性を考慮すれば、今回の《指導者の確保》という問題が **B** 中にとっていかに重要であったかがわかる。同様に、[C 教諭へ要請]が解決策に結び付けられた《管理顧問の必要性》という問題も **B** 中にとって重要であった。そう考えられるのは、C 教諭自身が不満を抱えながらも、また部活動が職務かどうかはあいまいでありながら

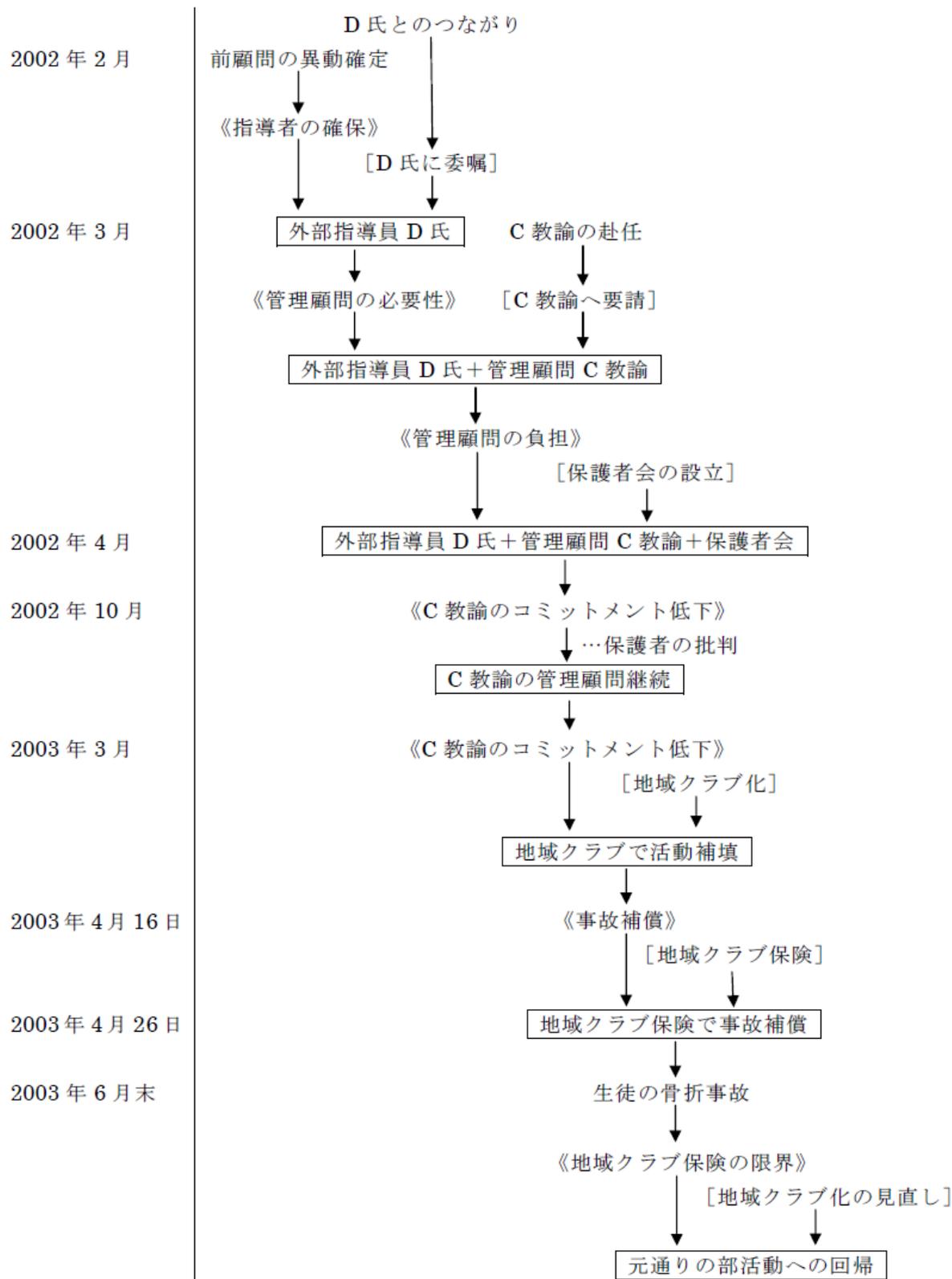


図 1. サッカー部における部活動改革過程の模式図

† 問題を《 》、解決策を []、決定を囲み線で表記

も、B 中は半ば強制的に管理顧問の就任を[C 教諭へ要請]していたからである。これらの問題が B 中にとってこのように重要となった理由は、前述したように、保護者から生じうるかもしれない批判を過剰に意識していたためであると考えられる。保護者の間接的で潜在的なかわりが、B 中をサッカー部の存続させるように強く促していたといえる。

続いて、③[保護者会の設立]および[地域クラブ化]という解決策の成立条件に関してである。《管理顧問の負担》という問題に対しては[保護者会の設立]が、そして《C 教諭のコミットメント低下》という問題に対しては[地域クラブ化]がそれぞれ解決策として結び付けられた。注目したいのは、これらの解決策を成立させた保護者の行動である。部活動存続を要望する保護者自身は、保護者会や地域クラブといった支援組織を主体的につくろうとし、サッカー部の存続に向けた実践へ積極的に参加していた。サッカー部が維持できたのは、こうした保護者の直接的なかわりがあったからだといえる。

そして、④《C 教諭のコミットメント低下》に対する保護者の批判に関してである。C 教諭がサッカー部から完全に離脱してしまうとサッカー部は廃部してしまう。だから保護者はサッカー部を存続させるために C 教諭を批判した。保護者は、部活動を存続させるべきだという規範を持ち、それを基準としながら C 教諭や B 中をまなざしている。そうした保護者のまなざしが《C 教諭のコミットメント低下》を逸脱的な問題行動と見定めたのである。今回は、保護者の批判によって一時的にはあったが C 教諭はサッカー部に留まり続けた。こうした保護者のかわりは、C 教諭と B 中に直接対峙した顕在的なものといえる。

最後に、⑤《地域クラブ保険の限界》と[地域クラブ化の見直し]の結び付きに関してである。活動中に生じた生徒の骨折事故の処理を巡って、B 中と保護者は《地域クラブ保険の限界》という問題を認識した。ここで看過してはならないのは、それが[地

域クラブ化の見直し]という解決策に直線的に結び付けられ、元通りの部活動へ回帰させる決定が行われたことである。というのも事故のリスクは活動を行う上で常に付きまとうものであり、ある意味で避けられない。だとすれば《地域クラブ保険の限界》という問題があったとしても、それを補う別の解決策を模索し地域クラブ化を更に推進する余地があったはずである。しかし B 中は、外部指導員 D 氏から地域クラブ化の進退について尋ねられても特に議論を重ねることなく、わざわざ代理の顧問を立てることで元通りの部活動へ回帰させ、地域クラブ化は頓挫された。なぜなのか。その理由として B 中を取り巻いた保護者の存在を指摘できる。保護者は、「学校の部活でやるのが一番」と語っていたように、部活動回帰の流れに反対せず、むしろそれを望ましいと考えていた。一方で B 中は、校長が語ったように、「保護者のニーズ」のために部活動を「存続するしかない」と解釈していた。このように部活動へ回帰する過程を望ましいと見守っていた潜在的な保護者のかわりが、それを強く意識する B 中を通して間接的に [地域クラブ化の見直し]を迫ったと考えられる。

本事例では以上の 5 点において、保護者のかわりがサッカー部を存続させるように影響していたと考えられる。

IV. 結 語

1. 知見の整理

本稿の事例分析を通して得られた知見を整理しておく。Ⅲの 1 で記述したように、保護者の部活動への肯定的な意識の体系は、合理的な思考体系というより、あいまいで非合理的な信念体系として特徴付けられるものであった。こうした信念が、保護者を部活動改革にかかわらせるのである。そしてⅢの 2 で記述したように、保護者のかわりは、学校の解釈と反応を媒介して部活動を存続させるように影響を与えていた。保護者のかわりが与えるそうし

た影響は、2 つに分類することができる。一方で保護者は、自ら実践に直接かかわり、学校や教師の目の前に対峙して要求と批判を届ける(③、④)。こうした面での保護者の影響を、本稿では〈直接的＝顕在的な影響〉と呼ぶことにする。他方で保護者は、〈直接的＝顕在的な影響〉を実際には与えていない場合でも、それを与える可能性が学校や教師に意識されることで、学校と教師から対応を引き出してもいた(①、②、⑤)。その面での保護者の影響を、〈直接的＝顕在的な影響〉と対照させて、〈間接的＝潜在的な影響〉と呼ぶことにする。保護者は部活動改革を物理的にサポートする参加者として、あるいはその方向性や内容の決定を協議する交渉者として〈直接的＝顕在的な影響〉を実際に与えるだけではない。保護者はそこに存在すること自体で、より正確に言えばその存在が学校に強く意識されることによって〈間接的＝潜在的な影響〉を与える。そこでは、保護者の影響力がいわば実際的な水準以上に増幅されているのである。

こうした影響力の増幅は、保護者に対する学校の意識が過剰であったために生じたと考えられる。では、学校はなぜ保護者を過剰に意識するのか。理由の一つとして、今日の一般的な保護者-学校関係が背景にあると考えられる。1980年代以降、それまで学校に従属的であった保護者が主体として学校へ参加し始め(今橋、1998)、今や、保護者は教育の受益者として位置づけられ、「学校という制度はその受益者によって、チェックされ、作りかえられてゆくべき存在」となった(広田、2004、p.42)。保護者と学校の間には今日、保護者が優位となる関係ができあがっているのである。学校の意識が過剰になるのは、こうした保護者優位の一般的な保護者-学校関係が部活動場面にも通底したからであると考えられる。しかしそれだけでなく、もう一つ考えられる理由は、部活動改革への保護者のかかわりがあいまいで非合理的な信念に基づいていたということである。当然のことながら、学校が保護者の部

活動への要望に常に応えられるわけではない。それに応えることが難しい場合、学校は保護者を説得し、理解を求めねばならない。しかし、保護者自身にとってすら上手く説明できない信念からくる部活動への要望を理性的な対話によって退け、保護者から合意を得ることは、学校にとって困難をきわめる作業となる。そのあいまいさと非合理性のために、保護者のかかわりは学校側からすれば非常に制御しづらいものになってしまうのである。それゆえに、学校は保護者を過剰に意識することになると考えられる。

本稿が記述したのは、イニシアチブを発揮して部活動を地域社会へ移行しようとする学校ではなく、イニシアチブを発揮できずに部活動を存続させていく学校であった。部活動改革の方向性や内容を決定する学校は、保護者のかかわりが多大な影響力を持つ文脈の上におかれている。そうした文脈が、学校を能動的な主体ではなく受動的な客体へと変換しうるのである。

2. 示唆と展望

以上の知見からどのような示唆が得られるだろうか。本事例の部活動は、成岩や向陽のように地域社会へ移行されることはなく学校で維持された。その分析を通して示されたのは、学校がイニシアチブを発揮できるかどうかは保護者との関係のあり方に依存しているということである。ならばわれわれに必要なのは、本事例を「成功」に至らなかった「失敗」として片付けることではなく、この保護者との関係を議論に据え直すことだといえる。すなわち、成岩や向陽で部活動が地域社会へ移行されたのは単に学校がイニシアチブを発揮したからではなく、そうしたイニシアチブが発揮できるようなポジティブな保護者との関係が文脈として存在していたからだ、と理解すべきではないか。この問いかけが、本稿の示唆する部活動改革への問題提起である。

本事例では、保護者と学校で情報が十分に共

有されていなかったことで、両者の緊張の度合いが強まったと考えられる。そのことは、本事例が学習指導要領改訂という制度改革の時期にちょうど重なったことにも関係しているだろう。今後は、学校と教育行政機関が部活動の現状や教員負担の情報を保護者へいかに提供し、どのように両者で情報を共有することができるかが課題になると思われる。ただし、仮に情報の共有化が進んだ場合でも、保護者の部活動への要望が完全に消え去るとは考えられない。その上で議論しなければならないのは、どのような保護者がいかなる要望を学校へ届けるのか、一方で学校は限りある資源の中でそうした要望をどのように処理し、不足する資源をいかにして調達するのかといった点があるだろう。これらの問いは、部活動に留まらず、学校と家庭・地域の葛藤関係を考察するために重要な論点になると思われる。

注

(注 1) 中学校学習指導要領(文部省、1999、p.3)はクラブ活動を廃止した理由の一つとして「地域の青少年団体やスポーツクラブなどに参加し、活動する生徒も増えつつある」ことを挙げている。つまりクラブ活動の廃止は、スリム化論の主張するような活動そのものが学校外で代替される可能性、そして連携論の主張するような活動を行う際に学校外との連携が図られる可能性が、ある程度見積もられた結果下されたといえるだろう。

(注 2) ただし例外的に、東京都教育委員会は「東京都立学校の管理運営に関する規則」を平成 18 年 8 月に改正し、同規則第十二条の十二で「学校は、教育活動の一環として部活動を設置および運営するものとする」と記して部活動の法的根拠を定めている。また、2007 年 9 月 11 日に行われた中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会中学校部会(第 4 期第 2 回)では、「生徒の自発的・自主的な活動として行われている部活動について、学校教育活動の一環としてこれまで中学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として、学習指導要領に記述することが必要である」と論じられた。同会議の議事

録・配布資料を文部科学省 HP から閲覧できる。上記は、その「資料 2 中学校の教育課程の枠組みについて(検討素案)(修正版)」から抜粋した。

URL:

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/030/07091305/001.htm (2007 年 11 月 30 日確認)。

(注 3) このように学校内外の関係に注目することは、地域社会に移行されずに学校に留まる部活動の背景を理解するために必要であると考えられる。周知の通り、多くの部活動は地域社会に移行されず学校に留まったままである。また既にいくつか報告されているように、部活動の役割を代替できるはずの総合型地域スポーツクラブが近隣地域に存在する場合においても、部活動が学校に留まり続けるケースもある。たとえば大橋ほか(2003、p.31)によれば、富山県の「ふくの総合型地域スポーツクラブ」は、近隣の部活動とほとんど連携関係がないという。また全国規模で事例収集し「学校の総合型づくりへのかかわり方」を分析した富倉(2004、p.85)も、総じていえば「学校側から発信していった事例は、まず皆無といってよい」とまとめている。本文中で批判した学校内在的な枠組みに準じれば、それらの理由は「学校の地域へのアプローチ」や「学校のイニシアチブ」が欠如しているからと単純に記述され、それらの事例は「失敗例」として切り捨てられるかもしれない。そうした扱いは、原因と責任を学校に留め素朴な学校批判を生み出すだけで、学校に留まる背景を考察することには結び付かないのではないか。そうした扱いを避けるためにも本稿は、部活動が地域社会に移行されるかどうかは学校のイニシアチブに左右されることを認めると同時に、そのイニシアチブが発揮できるかどうかは学校が置かれた文脈に依存していると考える立場に立つ。

(注 4) 一般性を高めるため、次の 2 点に配慮した。第 1 に、代表的かつ一般的な特徴を持つ事例を選定した。Ⅱの 3 で詳述するが、B 中学校は公立の中

規模校であり、学校の形態としては代表的、一般的な事例だといえる。第2に、事例における保護者の部活動への意識を全国的なそれと比較した。IIIの1で詳述するが、本事例地域の保護者の部活動への意識が全国的な傾向と同じことを確認した。

(注5) ここで挙げた保護者は、表1にまとめた以外にも次の特徴を持っていた。まず、大会だけでなく日頃の練習もしばしば見学に訪れるなど日常的な活動への参加頻度も高かった。そして、保護者会組織の中心にいただけでなく春と秋の保護者会総会にも必ず参加していた。さらに、本文中でみる学校とのさまざまなやり取りを行っていたことから、学校側は彼女たちがサッカー部保護者の「代表」として認識していた。以上の特徴はこの女性保護者5名が平均的・一般的な保護者であることを意味しない。しかし部活動改革を左右する保護者の影響を明らかにするためには、保護者全体の中で部活動運営へのかかわりが最も強かったといえる彼女たちの意識や行動を取り上げることが妥当であると判断し、本稿では彼女たちのかかわりに注目した。

(注6) こうした校長の意識は、B中だけでなくA地域全体で確認できるものであった。2002年度、A地域の公立中学校校長会は、クラブ活動が廃止され「部活代替措置」が崩れた現行学習指導要領下での部活動運営を協議し、「これからの中学校における運動部活動のあり方」をまとめた。それは、A地域の校長たちの間で共有された現状の認識や課題を整理した文書であった。その中で、「このような変化[＝クラブ活動の廃止]にもかかわらず…生徒・保護者の部活動に対する要望は全く変化していません。ここに、私たちは学校現場の苦渋を有しています」と、生徒と合わせて保護者からの要望への対応に苦慮している様子が記されていた。

【付記】

本稿は、平成13～16年度科学研究費補助金基

盤研究(B)(2)「中等教育における部活動の実態と機能に関する実証的研究」(研究代表者:西島央)および平成17～19年度科学研究費補助金基盤研究(B)「中等教育における部活動の実態と機能に関する臨床教育学的研究」(研究代表者:西島央)の研究成果の一部である。

文 献

- 中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議(1997)運動部活動の在り方に関する調査研究報告書、中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議、東京。
- 中央教育審議会(1996)21世紀を展望したわが国の教育の在り方について(第一次答申)、文部省、東京。
- 中央教育審議会(1998)今後の地方教育行政の在り方について、文部省、東京。
- Coakley, J. J.(2003) *Sports in society*, 8th editon, international edition, McGraw-Hill, Singapore.
- 広田照幸(2004)思考のフロンティア 教育、岩波書店、東京。
- 保健体育審議会(1997)生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの在り方について、文部省、東京。
- 今橋盛勝(1998)父母の参加と学校改革、佐伯幹・黒崎勲・佐藤学・田中孝彦・浜田寿美男・藤田英典編、岩波講座現代の教育第2巻 学校像の模索、岩波書店、東京、pp.307-333.
- 経済同友会(1995)学校から「合校」へ、季刊教育法103、33-39.
- McPherson, B. D., Curtis, J. E. and Loy, J. W. (1989) *The social significance of sport*, Human Kinetics, Champaign.
- 水上博司(2004)中学校にナイター設備を設置した運動部保護者会の事例、月刊トレーニングジャーナル 26(9)、55-58.
- 文部省(1999)中学校学習指導要領(平成10年12

- 月)解説—特別活動編—、ぎょうせい、東京。
- 中西純司(2004)「教育コミュニティ」を創る学校運動部のイノベーション戦略の検討、福岡教育大学紀要 53(第5分冊)、101-114.
- 夏秋英房(2003)愛知県半田市の総合型地域スポーツクラブの展開と運動部活動、生涯学習研究 1、15-24.
- 日本中学校体育連盟(2002、2007)部活動調査集計。(URL:
<http://www18.ocn.ne.jp/~njpa/kameikou.html>;
2007年11月30日確認)
- 西島央編(2006)部活動、学事出版、東京。
- 大橋美勝・安田洋章・今井耕太(2003)総合型地域スポーツクラブの形成過程に関する研究、岡山大学教育学部研究集録 122、25-33.
- 大竹弘和・上田幸夫(2001)地域スポーツとの「融合」を通じた学校運動部活動の再構成、日本体育大学紀要 30(2)、269-277.
- 三本松正敏(1979)スポーツの価値に関する社会学的研究序説、体育社会学研究 8、25-40.
- 高村梨江・高橋豪仁(2006)学校運動部と地域スポーツクラブの融合、奈良教育大学紀要 55(1)、165-175.
- 富倉まゆ子(2004)学校の総合型づくりへのかかわり方、大橋美勝編、総合型地域スポーツクラブ、不昧堂出版、東京、78-86.
- 殿岡貴子(2004)教育社会学における「地域」概念の再検討、東京大学大学院教育学研究科紀要 44、141-148.
- 内海和雄(1998)部活動改革、不昧堂出版、東京。
- Yamaguchi, Y.(1996) Japan. In: Knop, P. D. et al. eds, *World trends in youth sport*, Human Kinetics: Champaign, pp.67-75.